

(臨時の報告)

第四条 貨物利用運送事業者又は貨物利用運送事業に関する団体は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

第五条 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき報告書又は届出書（前項に規定するもの及び外国人国際貨物利用運送事業を経営する者が提出するものを除く。）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。
（報告書及び届出書の経由）
- 3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書（運賃料金設定（変更）届出書を除く。）であつて貨物自動車運送に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。
- 4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき運賃料金設定（変更）届出書であつて貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。
- 5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書であつて内航運送に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十一月一日）から施行し、第二条の規定は平成二年十一月一日以降に開始する事業年度に係る営業報告書について適用し、第三条の規定は平成三年度以降に係る事業実績報告書について適用する。

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 1 通運事業報告規則（昭和二十五年運輸省令第百号）
- 2 通運事業の財務諸表の様式を定める省令（昭和二十八年運輸省令第六号）
- 3 通運計算事業の財務諸表の様式を定める省令（昭和二十八年運輸省令第七号）

（通運事業者等の提出する報告書に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に法附則第二条の規定による廃止前の通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第四条第一項の免許又は同法第二十八条第一項の認可を受けている者の平成二年十一月三十日以前に開始する事業年度に係る前条の規定による廃止前の通運事業報告規則第二条第一項及び第六条第一項に規定する営業報告書、平成二年度の事業の実績等に係る同令第三条及び第七条に規定する報告書並びに同日以前に発生した事故に係る同令第八条第二項に規定する報告書の提出については、なお従前の例による。

第四条 この省令の規定は、法附則第十条第二項の規定による運輸大臣の確認を受けた者の行う貨物運送取扱事業に該当する事業に関する同条第四項において準用する法第五十五条第一項の規定による報告について準用する。

附 則（平成六年三月二九日運輸省令第一一号）抄

（施行期日）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年七月一〇日運輸省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二五日運輸省令第二一号）抄

（施行期日）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第七九号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年三月二七日国土交通省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年二月一四日国土交通省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを適用することができる。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつしたものとみなす。

附 則 (平成二八年三月三二日国土交通省令第三八号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

第1号様式 (第2条関係) 第1表 (日本工業規格A列4番)

(略)

第2号様式 (第2条関係) (日本工業規格A列4番)

(略)

第3号様式 (第2条関係) 第1表 (日本工業規格A列等4番)

(略)